

## 河川法施行令

### 1. 案内情報

手続名	:	管理主任技術者の資格の認定
手続根拠	:	河川法施行令第32条第3号
手続対象者	:	管理主任技術者の資格の認定を受けようとする者
提出時期	:	管理主任技術者の資格の認定を受けようとするとき
提出方法	:	申請書を作成し、地方整備局長等に提出する。
手数料	:	無し
添付書類・部数	:	なし
申請書様式	:	各地方整備局等の担当課にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	:	各地方整備局等の担当課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

問い合わせ・相談窓口：

北海道開発局建設部河川管理課	011	709	2311 (内線 5320)
東北地方整備局河川部河川管理課	022	225	2171 (内線 3771)
関東地方整備局河川部河川管理課	048	601	3151 (内線 3771)
北陸地方整備局河川部河川管理課	025 - 266 - 1	771	(内線 3771)
中部地方整備局河川部河川管理課	052	962	6311 (内線 3771)
近畿地方整備局河川部河川管理課	06	6942	1141 (内線 3771)
中国地方整備局河川部河川管理課	082	221	9231 (内線 3771)
四国地方整備局河川部河川管理課	087	851	8061 (内線 3771)
九州地方整備局河川部河川管理課	092	471	6331 (内線 3771)
沖縄総合事務局河川課	098	866	0031 (内線 3771)

### 3. 手続情報

審査基準	:	河川法施行規則第27条の2第1項第2号
標準処理期間	:	概ね3ヶ月
不服申立方法	:	行政不服審査法の規定による